

# ストック・オプションによる 役員退職金の課税

制度調査部  
中田 綾

## 伊藤園のケース

### 【要約】

伊藤園は2004年8月27日に開催した取締役会において、定時株主総会で承認されていたストック・オプション（権利行使価額1円）の権利行使期間を、退職の翌日より10日とする具体的な発行内容を決議し、9月1日に同社の取締役等に付与した。

権利行使期間を10日とするストック・オプションの権利行使益の所得区分に関して、国税庁に事前照会が行われており、2004年11月2日に、その回答が公表された。

国税庁の回答によると、今回のストック・オプションの権利行使益は退職所得として課税される。

### 権利行使期間が限定されたストック・オプション

伊藤園では、2003年8月より役員退職慰労金の新規積み立てを停止、2004年9月に役員退職慰労金制度を廃止している。そこで、2004年7月28日開催された定時株主総会で、役員退職慰労金の過去の積み立て未清算分を金銭で支払わず普通株式を付与する議案を提案し、承認を受けた。

それに基づき、2004年8月27日、取締役会において、具体的な発行内容が決議され、9月1日に権利行使期間が退職後10日間に限定されるストック・オプションが発行された。

発行日	2004年9月1日
付与対象者	取締役・監査役・子会社の取締役
発行価額	無償
行使価額	単価（1株当たり）1円
行使期間	2004年9月1日から2034年8月31日までの間で、に該当する期間 付与対象者が役員を退任した日の翌日（権利行使開始日）から、権利行使開始日より10日を経過する日まで
行使条件	新株予約権を割り当てられていた時に就任していた会社の役員を退任したときに限り、ストック・オプションを行使することができる 質入れ等一切の処分をすることができない 対象者の相続人のうち、配偶者、子、1親等の直系尊属に限り行使することができる
譲渡制限	ストック・オプションを譲渡するときは、取締役会の承認を必要とする

当該ストック・オプションの権利行使益の課税区分について国税庁に事前照会が行われ、その回答が2004年11月2日に公表された。回答によると、伊藤園が発行したストック・オプションの権利行使益は「退職所得」として課税される。



## ストック・オプションの税制

### ( 1 ) 税制適格ストック・オプションか、税制非適格ストック・オプションか

ストック・オプションに対する課税は、税制適格か税制非適格かによって異なる。ストック・オプションが一定の要件を満たす場合は税制が優遇され、ストック・オプションの権利を行使して得た利益に対する課税は行われませんが、それ以外の場合は、経済的利益を受けたものとして課税される。

第三者への譲渡が禁止されていれば、税制適格かどうかに関わらず、権利付与時には課税関係は生じない。

	税制適格ストック・オプション	税制非適格ストック・オプション
付与時	非課税	非課税(注1)
権利行使時	<b>非課税</b>	<b>課税</b>
取得した株式の売却時	申告分離課税 売却価額 - 権利行使価額	申告分離課税 売却価額 - 権利行使時の時価

税制適格の適用を受けるためには、つぎの条件を満たさなければならない。

付与対象者の範囲	次のいずれかに該当する者(注2) ストック・オプションを発行する法人の取締役または使用人 発行済株式総数(議決権のあるもの)の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役または使用人
ストック・オプション付与契約が満たすべき要件	権利行使日が権利付与決定日(株主総会決議日)から2年以内でないこと 権利行使により取得する株式の総額が年間1,200万円以下 権利行使価額が契約締結時の時価以上 権利行使に係る株式の譲渡または新株の発行が商法上の決議事項に反しないこと 権利行使で取得された株式が、証券会社等に保管委託されること 権利行使期間が付与決議日から10年以内 譲渡が制限されていること
権利行使時に誓約すべき事項	権利者が、権利付与日に当該株式会社の大口株主もしくはその特別関係者でないこと
提出書類への記載事項	権利行使の年における当該権利行使者の他の権利行使の有無等

(注1) 譲渡が制限されているストック・オプションは、付与後の被付与者の勤労意欲の向上などを期待し、被付与者のみが利益を享受することを目的としている。よって、被付与者の利益は付与時には実現していないため、付与時には課税されない。譲渡が制限されていない場合には、付与そのものが目的であり、被付与者は付与後に自由に売却等を行うことが可能で、被付与者の利益は付与時に実現しているため、付与時に課税されることとなる。

(注2) 大口株主(上場・店頭登録会社の場合は、発行済み株式総数の1/10超の株式を保有する株主、その他の場合は1/3超)及びその特別関係者(配偶者など)を除く。

伊藤園が付与したストック・オプションは、権利行使日が権利付与日から2年以内であり、行使価額が1円で契約締結時の時価を下回ることから、**税制非適格ストック・オプション**である。

## ( 2 ) 所得区分

税制非適格である当該ストック・オプションについては、権利行使時に<sup>(注3)</sup>、経済的利益を受けたものとして、【権利行使により取得した株式の権利行使日の時価 - 新株の発行価額】に対して課税される（所得税法施行令 84 条第 3 号）

その場合、税制非適格ストック・オプションは、発行法人与付与対象者との間に雇用関係が認められる場合は、給与所得として総合課税される<sup>(注4)(注5)</sup>。また、雇用関係はないが、業務に関連して付与されるような場合は、事業所得または雑所得として総合課税される。

## 【ストック・オプションの所得区分】

種 類	例	所得区分
(イ) 発行法人与付与対象者との間の雇用契約に基因して付与されたと認められるとき	親会社が一定の関係にある子会社の取締役等に付与	給与所得 <sup>(注6)</sup>
(ロ) 付与対象者の営む業務に関連して、当該権利が付与されたと認められるとき	融資先や仕入先、経営コンサルタント、顧問弁護士、取引会社の取締役等に付与	事業所得または雑所得
(ハ) (イ)または(ロ)に以外るとき	付与対象者の相続人が権利行使	原則として雑所得

しかし、「退職した場合に限り権利行使を認めることとしているなど、退職に基因して権利行使が可能となっていると認められる場合には、給与の一種ではあるが、退職により一時に受けるものということになるため、退職所得として課税される」とされている<sup>(注7)</sup>。

(注3) 譲渡が禁止されていないストック・オプションは付与時に課税する。  
課税対象金額 = スtock・オプションの時価 - スtock・オプションの発行価額

(注4) 他社の取締役にストック・オプションが付与された場合について、発行法人与当該付与対象者との間に雇用関係に類する関係があるか否かは、発行法人の他者株式の保有割合だけでなく、人事・資金・技術等を通じて事業方針の決定等に関する重要な影響後を、個別的に判断する。

(注5) 『平成 16 年度版所得税基本通達逐条解説』によると、外国親会社から日本子会社の取締役に付与されたストック・オプションについても、雇用契約に類する関係に基因して受けるものとして給与所得に該当すると考えられる。

1998 年分までは、外国親会社が日本子会社の従業員等に付与したストック・オプションの権利行使により得た益は「一時所得」として課税されていたため、給与所得となるかを巡る訴訟が起こされている。しかし、判決でも、ストック・オプションの権利行使益を「給与所得」とする判断が下されている。

(注6) ただし、権利行使が権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、職務の遂行に関連を有しない利益（株式の値上がり益など）が給与されていると認められるときは、雑所得である。

(注7) 『平成 16 年度版所得税基本通達逐条解説』 p.218 参照。

## ( 3 ) 退職所得に該当するか？

所得税法 30 条第 1 項では、退職所得について次のように定められている。

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

退職手当等とは、本来退職しなければ支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることになった給与をいう（所得税法基本通達 30 - 1）。つまり、在職者に支払われるものと同性質のものは退職したことに基因して支払われるものにはならず、退職所得ではなく、賞与その他の給与に該当する。

今回、伊藤園が付与したストック・オプションは、

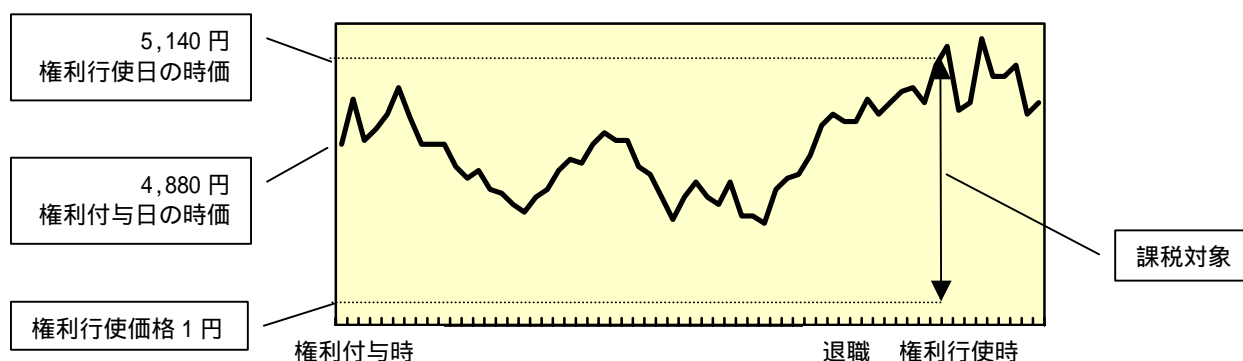
- ・ 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の過去積立未清算分であり、
- ・ 対象者は付与時に就任している役員で、権利行使期間は退任後 10 日に限定されている。

つまり、現実には役員を退任しなければ当該ストック・オプションの権利を行使することはできず、退任後極めて短期間に一括して権利行使をしなければならない。

したがって、今回のストック・オプションの権利行使益は所得税法 30 条 1 項に規定する「退職により一時に受ける給与」と認められ、**退職所得**として課税される。

## ( 4 ) 給与所得と退職所得の差

ストック・オプションの権利行使益が、給与所得として課税される場合と、退職所得として課税される場合とでは、どのような違いが生じるのだろうか。具体的に次の例で検討する。



- \* スtock・オプションを 50 個（1 個当たり 100 株）付与されたとする。
- \* 権利行使日の時価は 5,140 円とする。
- \* 30 年勤続したとする。
- \* 他の所得は考慮しない。

権利行使時に、時価（50 個 × 100 株 × 5,140 円 = 25,700,000 円）と権利行使価額（50 個 × 100 株 × 1 円 = 5,000 円）の差額 25,695,000 円の経済的利益を受けたものとして所得課税が行われる。

所得区分が給与所得の場合、給与等の収入金額から給与所得控除額（計算方法については次頁参照）を差し引いた金額が控除される。

$$\begin{aligned} \text{給与所得控除額} &= 25,695,000 \text{ 円} \times 5\% + 1,700,000 \text{ 円} = 2,984,750 \text{ 円} \\ \text{所得金額} &= 25,695,000 \text{ 円} - 2,984,750 \text{ 円} = 22,710,250 \text{ 円} \end{aligned}$$

## 【給与所得控除額】

給与等の収入金額		給与所得控除額
	1,625,000 円以下	65 万円
1,625,000 円超	1,800,000 円以下	収入金額 × 40%
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額 × 30% + 180,000 円
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 540,000 円
6,600,000 円超	10,000,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,200,000 円
10,000,000 円超		収入金額 × 5% + 1,700,000 円

一方、所得区分が退職所得の場合、収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額の 1/2 が所得金額となる。

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= 8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \times (30 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 15,000,000 \text{ 円} \\ \text{所得金額} &= (25,695,000 \text{ 円} - 15,000,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 5,347,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

## 【退職所得控除額】

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数
20 年超	800 万円 + 70 万円 (勤続年数 - 20 年)

例では、給与所得の場合、所得金額は 22,710,250 円となり、退職所得の場合、所得金額は 5,347,500 円となった。このように、所得区分によって所得金額は大きく異なり、ストック・オプションの権利行使益が退職所得に当たる方が、税金の負担が軽くなる。